

修正の経過

平成 19 年 6 月制定

(平成 25 年 6 月一部修正)

1. この修正計画は、平成 25 年 6 月 6 日から実施するものとする。
2. この修正計画で、計画事項の変更に伴うものは、当該関係機関において、担当部課の変更を行った日から実施するものとする。

(平成 26 年 6 月一部修正)

1. この修正計画は、平成 26 年 6 月 10 日から実施するものとする。
2. この修正計画で、計画事項の変更に伴うものは、当該関係機関において、担当部課の変更を行った日から実施するものとする。

(平成 28 年 1 月一部修正)

1. この修正計画は、平成 28 年 1 月 6 日から実施するものとする。
2. この修正計画で、計画事項の変更に伴うものは、当該関係機関において、担当部課の変更を行った日から実施するものとする。

(平成 28 年 7 月一部修正)

1. この修正は、平成 28 年 7 月 22 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成 29 年 6 月一部修正)

1. この修正は、平成 29 年 6 月 10 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成 30 年 6 月一部修正)

1. この修正は、平成 30 年 6 月 11 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(令和元年 8 月一部修正)

1. この修正は、令和元年 8 月 20 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(令和 2 年 8 月一部修正)

1. この修正は、令和 2 年 8 月 25 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(令和 3 年 8 月一部修正)

1. この修正は、令和 3 年 8 月 25 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(令和4年9月一部修正)

1. この修正は、令和4年9月1日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(令和5年8月一部修正)

1. この修正は、令和5年8月31日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(令和6年9月一部修正)

1. この修正は、令和6年9月2日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。